諮問番号：令和元年度諮問第 ４ 号

答申番号：令和元年度答申第２１号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成２９年８月２４日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

　　風呂（ユニットバス）が故障したため修理が必要となったが、風呂の修理に伴いトイレも使用できなくなるため、修理ができず、入浴もできなくなったことから、自分の貯金を使って引っ越しをした。

処分庁からは、転居後の住居（以下「転居後住居」という。）に係る９月分家賃は、転居後の実施機関で支給されると聞いていたが支給されなかった。

処分庁から９月分家賃が支給されなかったことが不服である。

２　審査庁

　　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人の引っ越しについて

審査請求人は、風呂が壊れて使用できず、銭湯に行くにはお金が掛かるため、月に数回しか風呂に入れないことから引っ越しをしたと主張している。

しかしながら、風呂の修理は可能であることについて争いはなく、風呂の修理を行えば居住の継続が可能であるにもかかわらず引っ越す場合は、真に必要やむを得ない事情により転居した場合に該当せず、審査請求人に対して自費での転居となる旨の説明等を行った処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

（２）平成２９年９月分の家賃について

処分庁管内の転居前の住居（以下「転居前住居」という。）に係る家賃については、家主からの請求がなく、家賃を必要としないことから、処分庁が転居前住居にかかる住宅扶助費を認定しなかったことに誤りはない。

転居後住居にかかる家賃については、後記第５の１の（６）のとおり、真に必要やむを得ない事情による転居である場合は、転居前の実施機関において認定することも可能であるが、処分庁は、本件引っ越しは支給要件に該当しないと判断し、転居後住居に係る住宅扶助費を認定しなかったものと認められる。

（３）まとめ

以上のとおり、処分庁が、本件引っ越しは真に必要やむを得ない事情による転居と認められないものとして行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年　６月　３日　　　諮問書の受領

令和元年　６月　５日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：６月１９日

口頭意見陳述申立期限：６月１９日

令和元年　６月１８日　　　第１回審議

令和元年　６月２１日　　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和元年７月８日付け○○○○○第４５９号。（以下「処分庁回答書」という。））

令和元年　７月　９日　　　第２回審議

令和元年　８月　７日　　　第３回審議

令和元年　９月　５日　　　第４回審議

令和元年１０月１８日　　　第５回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、法の目的について、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第４条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（３）法第１２条は、生活扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」の範囲内において行われる旨を定めている。

（４）法第１４条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、「住居」及び「補修その他住宅の維持のために必要なもの」の範囲内において行われる旨を定めている。

（５）法第８０条は、返還の免除について、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。」と定めている。

（６）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第７の４の（１）のアは、「保護の基準別表第３の１の家賃、間代、地代等は居住する住宅が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」と定め、イは、「月の途中で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、１か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。」と定め、ウは、「被保護者が真に必要やむを得ない事情により月の中途で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につき、それぞれ１か月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定してさしつかえないこと。」と定め、カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、（中略）特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。（後略）」と定めている。

　　　なお、局長通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９に基づく処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（７）「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の第７の問３０の「局長通知第７の４の（１）のカにいう転居に際し、敷金等を必要とする場合」の答として、１７の項目を列挙している。

　　　なお、課長通知は、処理基準である。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類及び処分庁回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年３月２９日のケース記録票から、家庭訪問の際、審査請求人が「現在、風呂が壊れていて銭湯への出費４００（強）円は重い。家主が直してくれるが、完成まで２週間かかり、その間トイレの水も出なくなり、生活に困りそう。」と発言したことが認められる。

（２）平成２９年８月１５日のケース記録票から、審査請求人はケースワーカーに対して、７月頃から、家主と交渉中の風呂の修理がなかなか前に進まない等、住環境が自身に合わないことから転居を検討していたところ、○市（以下「Ａ市」という。）○○に新住居を見つけたため、８月末には転居したい旨を申し出ていたことが認められる。

また、ケースワーカーは、審査請求人から、稼働能力がないので転居先でも引き続き保護を受けたい旨を伝えられたため、転居後は速やかに保護の相談又は申請をするように説明したことが認められる。

（３）平成２９年８月１７日のケース記録票から、審査請求人は処分庁の職員に対して、①Ａ市に自費転居するため、８月末までには現住居から出ていかなければならないこと、②新居の敷金等諸経費は自弁し、移送費は家主が手立てしてくれるが、９月１日にはＡ市で保護費が支給されると説明をされたので、その予定で事を進めていたこと、③Ａ市の福祉事務所（以下「Ａ市福祉事務所」という。）から保護費は申請から１か月ぐらい待たなければ支給されないと言われたことを伝えていたことが認められる。

また、処分庁の職員は審査請求人に対して、一般的には、Ａ市での保護は移管であっても新たに資産調査が行われるため、決定までには２週間から最大１か月掛かることになり、その間の生活費は自分で確保しておく必要がある旨を説明の上、８月中に転居する場合、同月中の保護費は支給済のため、決定までに時間を要しても差し支えないのではないかと伝えた。これに対し、審査請求人は処分庁の職員に、１か月も生活できるお金はなく、９月１日に保護費が支給されなければ、家賃が支払えないと伝えていたことが認められる。

さらに、処分庁の職員は審査請求人に対して、現状で困難なのであれば、９月以降に引っ越しをするしか方法がない旨を伝えたところ、審査請求人は処分庁の職員に対して、それなら保護費が支給されるのかと質問した。これを受け、処分庁の職員は審査請求人に、９月１日に処分庁管内に住んでいるのであれば、一旦処分庁において保護費を支給し、Ａ市から支給された保護費で処分庁に返還するか、担当ケースワーカーの判断で処分庁での返還を免除し、Ａ市では支給しないといったこともあるが、その場合、現住所の９月分の家賃が発生することになっても、それはどこからも支給されない旨を説明したことが認められる。

（４）平成２９年８月１８日のケース記録票から、審査請求人は処分庁の職員に対して電話をし、現住所の家主との交渉の末、９月１日まで無償で住まわせてもらえることになったと伝えていたことが認められる。

その後、同日のうちにケースワーカーは、Ａ市への転居について審査請求人に確認するために家庭訪問を行い、審査請求人から、Ａ市への転居予定日は９月１日で、現住所の家主は審査請求人に９月分の家賃を請求しないことの説明を受けた。その上でケースワーカーは審査請求人に対して、９月分住宅扶助を除く保護費の支給等について説明し、転居先での保護の相談・申請等は転居翌日すぐにでも行うよう助言したことが認められる。

（５）本件処分に係る平成２９年８月２４日付け保護決定通知書の３保護の種類には、「生活扶助、医療扶助」と、４保護決定理由には、「Ａ市への転出予定日が変更になり、当○において９月分の保護費を支給する必要があると認められるため、随時払いで９月分保護費を支給します。」と記載されている。

（６）平成２９年９月４日のケース記録票から、審査請求人は同月１日にＡ市に転居し、同月４日にＡ市に保護申請したこと、転居翌日の同月２日付けで審査請求人の保護を廃止したことが認められる。

また、平成２９年９月分返還金７７，４８８円は、既に転居費用等に消費しておりやむを得ないと認められるため、法第８０条により免除することとしたことが認められる。

（７）処分庁回答書から、処分庁が、本件処分において、平成２９年９月分の保護費は生活扶助のみを実施し、住宅扶助を実施しなかった理由は、①審査請求人から現住所の家主は９月分の家賃を請求しない旨の連絡があったこと、②Ａ市に転居後住居に係る家賃の住宅扶助については、８月１８日の家庭訪問において、局長通知第７の４の（１）のウ（以下「家賃支給基準」という。）に示される「真に必要やむを得ない事情」に該当しないため住宅扶助の要件がないこと、③自費転居であるため一切の扶助は不可能であり、その点について審査請求人の理解も得られていたことであったことが認められる。

また、家賃支給基準に示される「真に必要やむを得ない事情」に該当しないと判断した理由は、局長通知第７の４の（１）のカ（以下「敷金支給基準」という。）に示される「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」に係る基準を示した課長通知第７の問３０の答に該当しないためであったことが認められる。

さらに、処分庁は、Ａ市福祉事務所に対して審査請求人の保護費の支給に係る確認をしておらず、Ａ市福祉事務所における９月分の住宅扶助の実施について把握をしていなかったことが認められる。

加えて、審査会からの回答の求めがあったことを受けて、処分庁は、Ａ市福祉事務所では平成２９年９月２日付けで審査請求人の保護が開始されたが、９月分の生活扶助及び住宅扶助が実施されていなかったことを確認したことが認められる。

（８）平成２９年１１月２９日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）平成２９年９月分の生活扶助について

処分庁は、審査請求人から保護の申請を予定しているＡ市福祉事務所からの保護費の支給は、申請から１か月程度掛かることとなり、９月１日に保護費が支給されなければ、転居後住居に係る家賃が支払えない旨の相談を受け、審査請求人に保護の必要性を認め、本件処分により９月分の生活扶助を実施したことが認められる。

また、ケースワーカーから、審査請求人に対して、処分庁から９月分の保護費を支給するに当たって、①９月１日に処分庁管内に居住していること、②Ａ市から９月分の保護費が支給された場合は処分庁に返還が必要となる場合があること、③Ａ市から９月分の保護費が支給されない場合は処分庁への返還を免除する場合があることについて、説明していたことが認められる。

（２）平成２９年９月分の住宅扶助について

処分庁が審査請求人に対して、９月分の住宅扶助の実施を行わなかった理由は、①転居前住居に係る９月分家賃が家主との調整で審査請求人に請求されないこと、②転居後住居に係る住宅扶助については、家賃支給基準に示される「真に必要やむを得ない事情」に該当しないと判断したことであると認められる。

また、上記②の判断は、前記２（７）のとおり敷金等を必要とする場合の基準を示した敷金支給基準に依拠していたことが認められる。

（３）前記（２）に係る処分庁の判断等について、検討する。

ア　本件処分についてみると、まず、転居前住居に係る住宅扶助を実施しないとした処分庁の判断は、審査請求人に家賃の負担がないことから、不合理な点は認められない。

イ　次に、転居後住居に係る住宅扶助について、処分庁は、家賃支給基準に示される「真に必要やむを得ない事情」に該当しないため、住宅扶助費を認定しないとしており、その判断に当たっては、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」の基準を示した敷金支給基準に依拠して判断したものであることが確認できる。もっとも、「敷金等の支給」に係る基準に依拠して上記「真に必要やむを得ない事情」に該当しないがゆえに住宅扶助費は支給しないとした処分庁の判断は、敷金等と家賃に係る住宅扶助費の区別を無視したものであり、これらの処理基準の適用を誤るものであったと考えられる。

また、処分庁は、家賃支給基準にいう「真に必要やむを得ない事情」は、転居後住居に係る住宅扶助を実施することができる要件であると解していることが認められる。しかしながら家賃支給基準は、その文意からは、直接には「真に必要やむを得ない事情により月の中途で転居した場合であって、日割計算による額を超えて家賃を必要とするとき」には、転居前及び転居後の家賃につきそれぞれ１か月の基準額の範囲内で必要な額を認定することができることを定めたものであると解される。

これらのことから、転居後住居の家賃に係る住宅扶助について、家賃支給基準に示される「真に必要やむを得ない事情」に該当しないため、住宅扶助費を認定しないとして行った本件処分は、同基準の適切な解釈適用により行われたものであったとはいえない。

ウ　さらに、旧法（昭和２１年法律第１７号）においては、住の問題は衣食と共に生活の最も基本的なものであることから、衣食住に対する保護は生活扶助としてまとめて取り扱うことを通例とされていたが、家屋の補修に扶助の途を開く等の理由により、法により、住宅扶助が独立したところである。そのうえで法は、それぞれの扶助の範囲を、①生活扶助は第１２条において、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」等と、②住宅扶助は第１４条において、「住居」等とそれぞれ定める一方、扶助の対象についてはいずれも「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」と定めているのであって、住宅扶助のみ転居後住居の家賃について「真に必要やむを得ない事情」という条件を付しているわけではない。

処分庁は、本件処分を行うに当たって、審査請求人が法に定める「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」に該当すると認めて生活扶助を実施すると判断した一方で、住宅扶助の実施に係る判断において法の上記規定の趣旨に照らして必要な調査及び検討を十分に行った形跡を見いだすことができない。

また、処分庁は、前記（１）②のとおり、Ａ市から保護費が支給された場合は処分庁に返還が必要となる場合があること、すなわち、９月分の保護費がＡ市福祉事務所から支給される可能性を審査請求人に説明しており、審査請求人が転居後住居においても家賃を必要とすることを予測していた。それにもかかわらず処分庁は、Ａ市への移管及び住宅扶助の実施に係る判断に当たって、Ａ市福祉事務所に審査請求人に対する住宅扶助を含む保護費の支給に係る確認を行っていなかったことが認められる。

（４）以上のことから、本件処分は、住宅扶助の実施に係る判断において、家賃支給基準等の解釈適用を誤り、法の趣旨に照らし必要な調査及び検討を欠いていると評価できることから、不当であり、取り消されるべきである。

　　したがって、本件審査請求は認容されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子